

(2021年10月1日現在)

未利用口座管理手数料および解約の定め

適用	令和元年10月1日以降の新規開設普通預金口座 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 法人、個人、団体が対象となります。
対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れ(当該普通預金の利息入金を除く)または払戻し(本件手数料の引落しを除く)から2年以上、預入れまたは払戻しがない普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金(決済性預金)を除く) ただし、次の場合を除きます。 イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ロ. お借入がある場合 ハ. 定期預金、定期積金、国債、保険など預かり金融資産がある場合(将来的に受取口座になる紐付き商品がある場合)
手数料	・ 口座が上記の対象となる口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に通知いたします。 ・ 事前通知後、一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合に、年間1,320円(税込)を当該口座から引き落としいたします。
自動解約	・ 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 ・ 口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。